

高齢者施設（入所系）で新型コロナウイルスの陽性者が確認された場合の対応

経過	保健所の対応	施設の対応
陽性判明	① 聞き取り調査	● 調査へ協力、資料の提供
	② 入院に向けた調整 (入所者が陽性の場合)	● 入院までは、適切な感染対策を講じて施設で介護を行う (個室使用、担当職員を分ける、PPE (個人防護具) 着用、入浴の中止、食器はディスポ使用等) ● 入院に向けた支援 (本人や家族への説明、病院までの付添等)
	③ 濃厚接触者を特定	● 濃厚接触者となった職員は自宅待機となる ● 濃厚接触者となった入所者には、陽性者に準じた感染対策を講じて介護を行う
	④ 消毒の指導 ゾーニングの助言	● 消毒、ゾーニングの実施 ▶ 保健所、病院の感染管理支援チーム等の指導や助言を踏まえて、 <u>ゾーニングの修正</u> (ゾーニングはその後の PCR 等検査の結果で変わる可能性有り) <u>※感染状況等から支援が必要だと保健所が判断した際に、感染管理支援チームが介入します。</u>
当日～翌日	⑤ PCR 等検査の実施 (職員、入所者)	● 検体採取の協力 (職員への連絡、入所者や家族への説明、検査の介助等)
	⑥ 検査結果を踏まえた濃厚接触者の特定、消毒の指導、ゾーニングの助言	● 新たな入所者の陽性、濃厚接触者が確認された場合 ▶ 再び②、③、④を実施 ● 資材の確認 ▶ PPE が不足する場合は発注する ● 介護体制を検討 (2 週間程度の介護体制を検討する) ▶ 法人内での応援を検討する ▶ 対応が困難な場合は島根県高齢者福祉課に連絡をする
それ以降	必要時⑤⑥を実施	● 濃厚接触者である入所者の健康観察実施 ▶ 1日2回(朝夕)以上、検温(できれば酸素飽和度の測定) ▶ 結果を保健所に報告(内容、報告方法は保健所と相談) ● その他の入所者、職員の健康管理 ▶ 症状があれば保健所に連絡する ● 関係機関等との情報共有(系列施設、関係団体等)

調査に合わせて、対応することが多々あります。最初から施設管理者だけでなく、施設内、法人内の複数の職員で対応することをお勧めします。

保健所の調査内容

- 職員の陽性が判明した場合は
業務内容、職員と他の職員の接触状況、入所者への接触状況等(介護内容、感染防止対策等)
- 入所者の陽性が判明した場合は
症状の経過、介護度等の状態(入院調整に必要)、職員の接触状況、他の入所者との接触状況等
- 他の職員、入所者の有症状等の確認、ワクチン接種歴、感染管理の方法等

提供頂きたい資料等

- 入所者名簿、職員名簿、健康観察記録、来所者名簿(面会者・業者)、施設平面図、入所者部屋割り行動計画表、介護記録

適切な感染対策を講じた介護が重要です。

- この時点でゾーニングを確定することは難しいです。(翌日以降の PCR 等検査の結果、陽性者が新たに判明する場合があります)
- 適切な感染対策を講じた介護を徹底することで、感染拡大を防ぐことができます。

検体採取の協力をお願いします。施設の医師、嘱託医に協力いただく場合もあります。

検査方法

- 職員は唾液による PCR 等検査を行います。
- 入所者は唾液又は鼻咽頭ぬぐい液による検査を行います。(入所者の状態に応じて決められます)

PPE (個人防護具) は早めに、多めに発注してください。(感染拡大防止のために必要です)

- PPE (個人防護具) の購入等、感染防止の為に費用の補助があります。(10/10) 担当：県高齢者福祉課
- 喀痰吸引の処置は N95 マスク、目の防護具(フェイスシールドまたはゴーグル) の着用が必要です。
- 県は発生施設用の PPE を備蓄しています。間に合わない場合は保健所又は高齢者福祉課に連絡ください。
ゾーニングは、必要に応じて保健所や病院の感染管理支援チームが協力します。
- 保健所や感染管理支援チームは、レッドゾーンにも入るため、N95 マスク(またはサージカルマスク)、目の防護具、手袋、ガウン、帽子などを着用します。職員と一緒に行動される場合は、同じような PPE を着用して活動ください。
- 赤、黄色、緑のガムテープを準備ください。
- 退院した人が入所する部屋も考えながらゾーニングすることが重要です。

症状の早期発見が重要です。健康観察の窓口(看護師以外)を決めることをお勧めします。

- 潜伏期間が最大 2 週間と長いため、最初の PCR 等検査で陰性であっても、陽性になる場合が多々あります。
- 施設内の感染拡大状況によっては、濃厚接触者である職員が出勤せざるをえない場合があります。その場合、出勤前の抗原キットでの検査が必要となるため、平時から施設で準備しておきましょう。
- 症状が出現したら保健所は PCR 等検査を実施し、感染の有無を確認します。
- 早期に発見するためには健康観察と保健所への報告が重要ですが、多くの場合、看護師は健康観察の実施や他の業務に追われ、結果を保健所に報告することが難しくなります。また、高齢者の発熱等の症状は日常的にある為、どの段階で報告すべきか迷うことが多いと思われそうですが、早めに保健所に相談しましょう。
- 保健所と連絡の方法(いつ、誰が、どうやって)を確認しておきましょう。

施設自らの感染状況等の公表については、保健所と内容を相談しましょう。

- 検査対象者が特定できますので県が施設名を公表することは原則ありません。施設自らが家族や地域への対応として公表する場合、内容に注意を払う必要がありますので保健所と相談しましょう。

看護師の体制維持が課題となる場合が多いです。(他の施設からの応援は難しい状況です。)

入所者(濃厚接触者に限らず)に接するときは、自身が濃厚接触者にならないような防御をしましょう。

- 職員どうし、マスクなしで会話しないよう気を付けましょう。複数の看護師がいる場合、休憩を一緒に取らないことで、同時に濃厚接触者となる可能性を減らすことができます。
- 普段から、マスクを着用していない入所者と接するときは、フェイスシールドを着用するようにしましょう。
- 心肺蘇生、喀痰の吸引、気管挿管の介助等を行う場合は、N95 マスクと目の防護具(フェイスシールドまたはゴーグル)を着用しましょう。

困った時は、保健所又は島根県高齢者福祉課に相談ください。

【担当：島根県高齢者福祉課 遠藤・松原 0852-22-5718】